

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を 定める要綱の運用について

介護予防通所介護相当サービス

平成28年8月16日通知（平成28年10月1日施行）

平成29年12月22日通知（平成30年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成30年10月1日施行）

令和2年7月15日通知（平成31年4月1日施行）

令和2年7月15日通知（令和元年10月1日施行）

令和4年2月1日通知（令和3年4月1日施行）

令和5年1月19日通知（令和4年10月1日施行）

左欄について

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。

右欄について

下線を付した部分は高松市介護予防・日常生活支援総合事業における独自の内容です。

その他の部分は左欄で引用した厚生労働省告示等を記載しています。

上記以外は、【介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年3月19日老認発0319第2号）】及び【介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老認発0319第3号）】を参照してください。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

第1条～第6条（略）

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあつては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

第8条から第14条（略）

（変更等の届出）

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号までに掲げる事項に変更があつた場合は、当該変更のあつた日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

◎地域区分別1単位の単価（介護予防通所介護）

高松市（7級地）の場合、10.14円。

◎変更届の取り扱いについて（通所介護と同じ）

変更届については、以下のとおり取扱うこととする。

(1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、かつ下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出しなければならない。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はない。

(2) 条件

- ① 管理者の変更でないこと。
- ② 指定の更新を受けるものでないこと。
- ③ 体制（加算、減算）に変更がないこと。
- ④ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。

(3) 留意事項

① 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正すること。（市への提出は年1回だが、運営規程はその都度修正が必要。）

② 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。

③ 管理者に変更が生じた場合の取り扱い

管理者に変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要となる。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付すること。この場合には、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者の変更年月日」と読み替える。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

第16条～第21条（略）

附則（略）

別表第1（第7条関係）（略）

別表第2（第7条関係）

1 介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費（1回につき）

（1）要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等（介護予防通所介護相当サービス又は共生型通所型サービスをいう。以下同じ。）が必要とされた事業対象者 384単位（ただし、1月において4回を超える場合は、1月につき 1, 672単位を上限とする。）

（2）要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 395単位（ただし、1月において8回を超える場合は、1月につき 3, 428単位を上限とする。）

注1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第35条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等（通所基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所等又は通所基準要綱第42条の3において読み替えて準用する通所基準要綱第5条に規定する指定共生型通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生労働省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法という」）第23号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

④指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要。

◎月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

末尾資料4を参照。

なお、「契約日」とは「実際に契約書を交わした日」ではなく「契約の効力が生じる日」を指す。よって、利用者の了解を得た上で「契約の効力が生じる日」を月初日とした契約書を交わせば、月初日からの算定となる。

◎事業対象者の週の利用回数が途中で変更となった場合の算定について

月の途中での支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。

◎介護予防通所介護相当サービスの提供時間について

利用者が体調不良や私用のために早く帰宅し、提供時間が計画上の時間を下回った場合も、事業所が何らかのサービス（到着時の健康状態の確認を含む）を実施している場合は介護予防通所介護相当サービス費を算定できる。ただし、この取扱いをする場合は、その旨を重要事項説明書に記載し、事前に利用申込者の同意を得ておくこと。

【厚生労働大臣が定める施設基準 第71号】

旧指定介護予防サービス基準第97条（高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第4条と同内容）に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

【通所介護費等算定方法第23号】（概要）

（定員超過利用）

イ 指定介護予防通所介護相当サービスの月平均の利用者の数（指定通所介護及び指定介護予防通所介護が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、これらの利用者の数との合計）が、市に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合は、所定単位数に百分の七十を乗じて算定する。

（人員基準欠如）

ロ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、旧指定介護予防サービス基準第97条（高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第4条と同内容）に

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (介護予防通所介護相当サービス)

<p>注2 介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。</p> <p>ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週1回の利用が必要とされた事業対象者 週1回まで</p> <p>イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより、週2回の利用が必要とされた事業対象者 週2回まで</p> <p>注3 共生型通所型サービスの事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この注3において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注3において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型通所型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</p>	<p>定める看護職員又は介護職員の員数を置いていない場合は、所定単位数に百分の七十を乗じて算定する。</p> <p><u>◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の人員基準欠如及び定員超過利用の取扱い</u> <u>末尾資料1を参照。</u></p> <p><u>◎介護予防通所介護相当サービス又は共生型通所型サービスの利用を別の週に振替えた場合の算定回数の限度について</u> <u>振替えの結果、算定回数の限度を超えた場合も、算定できない。</u></p> <p><u>◎事業対象者の週の利用回数が変更となった場合の算定回数の限度について</u> <u>算定回数の限度は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更日が属する週から、変更後の利用回数に応じた回数となる。</u></p>
--	---

注4 基準告示第14号の2に適合しているものとして市長に届け出た指定共生型通所型サービス事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

注5 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者（通所基準要綱第4条第1項又は通所基準要綱第4条第2条の3において準用する通所基準要綱第7条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所基準要綱第23条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所等以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が介護予防通所介護相当サービス等を行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費又は共生型通所型サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、指定通所型サービスA事業所（通所基準要綱第44条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間は、指定通所型サービスC事業

【基準告示第14号の2】

生活相談員配置等加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 イ 生活相談員を1名以上配置していること。
 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

◎生活相談員配置等加算

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（12.3.1老企第36号）】第2の7（6）に準じる。

【基準告示第18号】

受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。

【政令第2条第6号に規定する初老期における認知症】

初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー症その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。）

◎総合事業の同時算定の可否について

末尾資料2を参照。

なお、通所実施要綱別表第2 1（2）注7における「利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間」とは、「利用日」を指すものとする。

また、通所実施要綱別表第2 1（2）注8～注10における「利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において介護予防通所介護相当サービス等を受けている間」とは、「計画に位置付けられている期間」を指すものとする。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

所（通所基準要綱第57条第1項に規定する指定通所型サービスC事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注11 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所等と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所等に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、1月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 376単位

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 752単位

注12 令和3年9月30日までの間は、（1）及び（2）の区分に応じ、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。小数点以下の端数処理は四捨五入とするが、端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位数に満たない場合は、1単位数に切り上げて算定する。

（3）生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画等（通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画又は通所基準要綱第42条の3において読み替えて準用する通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する共生型通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画等の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たって

◎事業対象者の週の利用回数が月途中で変更となった場合の同一建物減算の算定について

月の途中での支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。

は、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していることと。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ **通所介護費等算定方法第23号**に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所等であること。

【通所介護費等算定方法第23号】

定員超過利用・人員基準欠如（3、4ページ参照）

(5) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所等の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（次号において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要

な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所等であること。

(6) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び第8号において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所等の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所等であること。

(7) 口腔機能向上加算 150単位

注 基準告示第132号に規定する基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

【通所介護費等算定方法第23号】

定員超過利用・人員基準欠如（3、4ページ参照）

【基準告示第132号】

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表単位数表の通所型サービス費のトに規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

【通所介護費等算定方法第23号】

定員超過利用・人員基準欠如（3、4ページ参照）

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス

<p>(8) 選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 基準告示第133号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位 イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位</p> <p>(9) 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 基準告示第134号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（4号若しくは6号の注に掲げる基準又は7号の注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>【基準告示第133号】 イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」）のうち、2種類のサービスを実施していること。 (2) 利用者が指定介護予防通所介護相当サービス等の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。 (3) 利用者に対し、選択的のうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。 ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。 (2) イ（2）及び（3）の基準に適合すること。</p> <p>【基準告示第134号】 イ 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しないものとして市長に届け出て選択的サービスを行っていること。 ロ 評価対象期間における指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の利用実人員数が10名以上であること。 ハ 評価対象期間における当該事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該事業所の利用実人員数で除して得た数が$\circ \cdot 6$以上であること。 ニ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が$\circ \cdot 7$以上であること。 (1) 評価対象期間において、当該事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第2項に基づく要支援更新認定又は法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数 (2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</p>
--	--

(10) サービス提供体制強化加算

注 **基準告示第135号**に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(I)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 88単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 176単位

イ サービス提供体制強化加算(II)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 72単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 144単位

ウ サービス提供体制強化加算(III)

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 24単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回の介護予防通所介護相当サービス等が必要とされた事業対象者 48単位

(11) 生活機能向上連携加算 200単位(運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位)

注 **基準告示第15号の2**に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次のア及びイに掲げる区分に応じ、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(I) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(II) 200単位

【通所介護費等算定方法第23号】

定員超過利用・人員基準欠如(3、4ページ参照)

【基準告示第135号】

イ サービス提供体制強化加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(2) **通所介護費等算定方法第23号**に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(III)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービス等を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

【通所介護費等算定方法第23号】

定員超過利用・人員基準欠如(3、4ページ参照)

◎事業対象者の週の利用回数が月途中で変更となった場合のサービス提供体制強化加算の算定について

月の途中で支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。

【基準告示第15号の2】

イ 生活機能向上連携加算(I)

次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該介護予防通所介護相当サービス事業所等の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、

<p>(12) 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>注 基準告示第107号の2に規定する基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては加算しない。</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p>	<p>機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、指定介護予防通所介護相当サービス事業所等を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>【基準告示第107号の2】</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 通所介護費等算定方法第23号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(二) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択</p>
--	--

<p>(13) 科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等において、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>(14) 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 基準告示第136号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算（I） 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数</p>	<p>的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) イ（2）及び（3）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>【通所介護費等算定方法第23号】 定員超過利用・人員基準欠如（3、4ページ参照）</p> <p>【法第5条の2第1項に規定する認知症】 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。</p> <p>【基準告示第136号】 イ 介護職員処遇改善加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p>
--	--

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

<p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数</p> <p>エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウの規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウの規定より算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>(4) 事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第37号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第106号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>【基準告示第137号】</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費</p>
--	--

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (介護予防通所介護相当サービス)

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 基準告示第137号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第1号から第13号までの規定により算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1号から第13号までの規定により算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

注2 前号アからウまでのいずれかを算定していることを要件とする。

注3 アについては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていることを要件とする。

用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所等における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

(2) 当該指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

(5) 介護予防通所介護相当サービス費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

(6) 介護予防通所介護相当サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

基準告示第138号に規定する基準の適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業者等が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービス等を行った場合は、第1号から第13号

【基準告示第138号】

第48号の3の規定を準用する。

【基準告示第48号の3】

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

<p>までの規定により算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>ニ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>ホ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>
<p>(17) 第9条に規定する合計額の算定に当たっては、第1号及び第2号の注5、注11、第10号、第14号、第15号並びに前号の規定による加算の合計額を控除するものとする。</p>	

2 通所型サービスA費 （略）

3 通所型サービスC費 （略）

別表第3（第7条関係） （略）

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行。以下「実施要綱」という。）第13条第4項及び第17条第5項の規定に基づき、実施要綱第3条第1号イに規定する通所型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の指定又は第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）及び通所型サービスBを実施する者（以下「指定事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者等は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防通所介護相当サービスの基準

第1節 基本方針

第3条 介護予防通所介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 介護予防通所介護相当サービスを行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1）生活指導員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（2）看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

（3）介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定介護予防通所介護相当

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の人員基準の取扱い

末尾資料1を参照。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定又は第44条第1項に規定する指定通所型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービスAの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所型サービスAの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4）機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する

◎同一の事業所において一体的に運営されている場合

通所基準要綱第4条第1項第3号における「同一の事業所において一体的に運営」とは、提供する部屋と時間帯の両方が重複していることに加え、運営規程において定員を一体的に設定している場合を指すものとする。この場合、それぞれのサービスの利用者数の合計に対して通所介護の基準による人員配置が必要となる。

通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの間において、提供する部屋と時間帯の両方が重複していても、運営規程において定員を一体的に設定していない場合、それぞれのサービスの利用者数に対するそれぞれの人員基準による必要数を合計した人員配置が必要となる。

なお、定員を一体的に設定する（しない）旨の運営規程の変更を行った場合も変更届の提出が必要である。

末尾資料1を参照。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、**指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準**を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第5条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第6条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- （1） 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- （2） 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、**指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準**を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

【指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準】

指定通所介護事業所における人員に関する基準

◎通所介護と総合事業の管理者の兼務について

末尾資料3を参照。

◎複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の設備基準の取扱い

末尾資料1を参照。

【指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準】

指定通所介護事業所の設備に関する基準

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防通所介護相当サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

第8条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、**法第115条の3第2項**の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者との連携）

第13条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通

【介護保険法第115条の3第2項】

（指定介護予防サービスの事業の基準）

指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第14条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が**省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは**、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者²に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供）

第15条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第16条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防 サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防通所介護相当サービスについて**法第115条45の3第3項の規定**により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第18条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者²に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該介護予防通所介護相当サービス事業者²に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

【介護保険法施行規則（省令）第83条の9号のいずれにも該当しないとき】

介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。

【介護保険法第115条45の3第3項の規定】

代理受領払の規定。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、**居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針**(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第19条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
(利用者に関する市への通知)
- 第20条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(緊急時等の対応)
- 第21条 従業者は、現に介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(管理者の責務)
- 第22条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)
- 第23条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

【居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針】(抜粋)

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員

- (5) 介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第24条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならない。その際、指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、**法第8条第2項に規定する政令で定める者**等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

◎利用定員について

通所型サービスA及び通所型サービスCの利用定員は含まれない。

ただし、通所型サービスAについては、提供する部屋と時間帯の両方が重複しており、かつそれぞれのサービスの利用者数の合計に対して通所介護の基準による人員配置を行うことを条件に一体的に設定することが可能。

なお、定員を一体的に設定する（しない）旨の運営規程の変更を行った場合も変更届の提出が必要である。

末尾資料1を参照。

◎認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置について

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

【介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者】

※介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

第3条

法第8条第2項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの 当該介護員養成研修事業者

◎業務継続計画の策定等について

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（定員の遵守）
- 第25条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（非常災害対策）
- 第26条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
（衛生管理等）
- 第27条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
（掲示）
- 第28条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（秘密保持等）
- 第29条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担

◎感染症の予防及びまん延防止のための措置について

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第30条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)の介護支援専門員又は実施要綱第5条第1項各号に掲げる者に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第6条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止）

第34条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第35条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第36条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス計画
- (2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第20条に規定する市への通知に係る記録

◎虐待の防止に係る措置について

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (介護保険等関連情報の活用及びPDCAサイクルの推進)

第36条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、**法第118条の2第1項**に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(電磁的記録)

第36条の3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示)

第37条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第26条の規定により非常災害対策に関する具体的な計画を立てたときは、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第38条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ、他の介護予防・生活支援サービス事業者間の及び市、その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第39条 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予

【介護保険法第118条の2第1項】

厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）のうち、第1号及び第2号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第3号及び第4号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 1 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 3 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項
- 4 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合にグループを分けずに実施できるか

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

<p>防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第40条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(8) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、</p>	<p><u>末尾資料1を参照。</u></p>
--	-------------------------

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第42条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーを行うこと。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第2章の2 共生型通所型サービスの基準 (共生型通所型サービスの基準)

第42条の2 共生型通所型サービスの事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所型サービスの利用者に対して適切なサー

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

ビスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第3条、第5条、第6条第4項及び第7条から第40条までの規定は、共生型通所型サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「共生型通所型サービス」と、「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定共生型通所型サービス事業者」と、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「指定共生型通所型サービス事業所」と、「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「共生型通所型サービス計画」と、第5条中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「共生型通所型サービスを行う者(以下「指定共生型通所型サービス事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定共生型通所型サービス事業所」という。)」と、第6条第4項中「前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「指定共生型通所型サービス事業者が共生型通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所型サービス以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

第3章 通所型サービスAの基準 (略)

第4章 通所型サービスBの基準 (略)

第5章 通所型サービスCの基準 (略)

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条第3項、第24条の2、第27条第2項及び第34条の2(それぞれ第42条の3、第50条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(資料1) 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の取扱い

	新しい総合事業				
	通所介護	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和基準)	通所型サービスC (短期集中型)	通所型サービスB (住民主体)
同一の部屋での同時提供	これらのサービス間では可能(※1)				不可(※2)
食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員 × 3㎡				他と区分する
提供にあたる職員の区分(※3)	これらのサービス間では区分しない			他と区分する	他と区分する
常勤・非常勤の判断(※4)	これらのサービスの勤務時間数で判断			通所型サービスCの勤務時間数で判断	通所型サービスBの勤務時間数で判断
同一グループでのサービス提供	これらのサービス間では可能(※5)			他と区分する	他と区分する
利用定員(※6)	これらのサービス間では区分しない		他と区分する(※7)	他と区分する	他と区分する
定員超過による減算	これらのサービスの利用者数の合計で判断		通所型サービスAの利用者数で判断(※8)		
人員基準	これらのサービス間では区分しない(※9)			他と区分する(※10)	他と区分する(※10)
人員基準欠如による減算	これらのサービスで必要な従業者(勤務時間)の合計で判断				

(※1) ただし、通所型サービスCを他のサービスと同一の部屋で同時提供する場合、可動式パーテーション等で仕切る必要がある。

(※2) この表の他のサービスと重複しない別の時間帯に実施するか、別の部屋で実施する必要がある。

(※3) 提供にあたる職員を区分しない・・・(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を同時に提供する介護職員(従事者)として9:00-14:00の勤務。
提供にあたる職員を区分する・・・(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を同時に提供する介護職員として9:00-12:00、「通所型サービスC」の従事者として12:00-14:00の勤務。

(※4) (常勤の勤務時間数が週40時間の場合)

例①:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週40時間勤務→いずれのサービスにおいても常勤となる。

例②:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週30時間勤務、「通所型サービスC」の職員として週10時間勤務→いずれのサービスにおいても非常勤となる。

(※5) 「通所介護」の各加算に係るサービス及び「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の選択的サービスについては、原則、別グループで提供する必要がある。

(※6) 定員を区分しない・・・(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を合わせて30名。

定員を区分する・・・(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて10名。別に「通所型サービスA」で10名。別に「通所型サービスC」で10名。

(※7) ただし、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たすことを条件に、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の定員を区分せずに設定することが可能。なお、この取り扱いを希望する場合、運営規程の利用定員について、一体的に設定する記載に変更し、介護保険課に変更届を提出する必要がある。

(※8) (※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計で判断。

(※9) これらのサービスは勤務形態一覧表を一体的に作成する。

(※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たす必要がある。

(※7)に該当しない場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の利用者数に対する通所介護の人員基準による必要数と「通所型サービスA」の利用者数に対する通所型サービスAの人員基準による必要数を合計した人員配置が必要。

(※10) 勤務形態一覧表を他のサービスと分けて作成しなければならない。

(資料2)

総合事業間の同時算定の可否について(通所型サービス)

	介護予防 通所介護 相当サービ ス	通所型 サービス A	通所型 サービス B	通所型 サービス C
介護予防通所介護相当サービス	×	×	○	×
通所型サービスA	×	○	○	×
通所型サービスB	○	○	○	○
通所型サービスC	×	×	○	×

(資料3) 通所介護と総合事業の管理者の兼務について

①通所介護・介護予防通所介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	●	同一建物又は隣接する場合に限る	同一建物又は隣接する場合に限る		●	提供する部屋と時間帯の両方が重複する場合に限る	
直接提供職員						同上	

②通所型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接する場合に限る	●	★も兼務するのであれば同一建物又は隣接する場合に限る		(※1)の条件を満たす場合に限る	●	
直接提供職員							

(※1) 提供する部屋と時間帯の両方が重複し、かつ通所型サービスCの職員(管理者含む)を兼務しない場合

③通所型サービスCの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接する場合に限る	★も兼務するのであれば同一建物又は隣接する場合に限る	●				●
直接提供職員							

- ・「●」が当該管理者を示しており、網掛け(黄色又は水色)に着色している部分が兼務可能な範囲である。
- ・上記①～③の取扱いは、同一の部屋で同時に複数のサービスを実施している場合も同様である。

資料（４）：月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9）より抜粋

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。